

ぎょさい推進全国会議を開催

～ 「みんなで支える漁業共済制度」についての講演など ～

去る7月30日、千葉県舞浜市のサンルートプラザ東京で、全国から漁業者・漁協役職員の皆様をはじめ総勢100名の参加により、「平成20年度ぎょさい推進全国会議」を開催しました。

会議は冒頭、漁済連の佐藤専務が主催者を代表して「ぎょさい」の歩みなどを織り交ぜて開会挨拶を行い、次いで橋爪常務が「ぎょさい」加入に関する基調報告を行いました。このあと、7月に就任された水産庁の内海和彦漁業保険管理官が、「ぎょさいへの取り組み」と題して「ぎょさい」普及への意気込みを込めた講演を行い、参加者の皆様に「ぎょさい」の普及拡大へのより一層の支援と協力を依頼しました。

会議の後半では、日本大学商学部の真屋尚生教授が、「みんなで支える漁業共済」と題して特別講演を行ない、水産に関しては素人と言われながらも、共済とは何か、共済と貯蓄の違いといった題材から、漁業共済制度の特徴、漁業を取り巻く社会経済環境の変化、漁業共済制度の課題等について解説して頂き、講演終了時には会場から割れるような拍手となり、わかり易く丁寧な真屋教授の講演を聞き、参加者の皆様ともども漁業共済とは何かを改めて考えさせられました。(講演内容は次ページを参照)



特別講演 『ぎょさいへの取り組み』
水産庁漁政部 漁業保険管理官 内海 和彦 氏



特別講演 『みんなで支える漁業共済制度』
日本大学本部 学務部長 教授 商学博士 真屋 尚生 氏

(平成20年8月15日 運動情報版より)

【 真屋教授の講演内容(要旨)】

危険なくして保険なし：

共済事業が成立する前提として、客観的な危険の存在と危険に対する社会的な認識があるが、危険の種類や態様、危険に対する人間の認識、危険への対処の方法、危険の発生が社会にもたらす影響などは、時代とともに変化してきた。

特定の時代・社会に存在する危険には、その発生についての予知・予測が相当程度可能なものから困難・不可能なものに至るまで、多種多様なものが含まれている。

人口の少子高齢化と経済のサービス化が急速に進展していく中で、生活福祉ニーズの多様化と高度化に拍車がかかってきている。

こうした状況の下で、現代の漁業共済は、協同組合保険としての独自性を保持しつつ、発展を続けていくための、次のような課題に直面している。

産業としての漁業の衰退：

共済の中には、事業の発展とは裏腹に、その基盤になっている産業や職業が長期的に衰退傾向にあるものが少なからず含まれており、漁業もその一つであると言える。

とはいえ、漁業が存在する限り、漁業の存在そのものが漁業に関係する人びとや組織に、生活上・経営上のさまざまな危険をもたらす。

従って、漁業共済の存在意義は大きい。

漁業共済制度は、「協同の理念にもとづく漁業者の相互救済の精神を基調」とすることが建て前になっていながら、現実には必ずしもそのようにはみえないところに問題がある。

漁業者が相互救済の理念を強く認識していれば、仮に漁業共済制度に種々の問題点があるにしても、加入率は高くなるはずである。

漁業権や養殖などからむ問題を除くと、実質的には所有者がいない水産資源を、いわば早い者勝ちで収奪するという漁業の特性から、同業の漁業者は、極限の事態が発生して遭難・生命の危機が迫ったとき以外には、常に互いに手の内を知り尽くした競争相手であり、協同・連帯が難しい一面も有する！？！？！？

市場経済体制のもとでは、競争者同士が協同・協力することは、共通の利益の確保・増大を目的とする場合以外は通常ありえない。

競争者は、もっぱら自己の利益の増大のみを考えて行動する。

こうした状況が続けば、「衰退産業」としての漁業および「業績不良事業」としての漁業共済制度といった、前途は楽観を許さない状況が想定される。

漁業を取り巻く厳しい環境変化を消極的に受け止め、政府・政府系金融機関に支援を仰ぐ場合にのみ協同・連帯するというのではなく、漁業者自らが積極的に環境変化に対応していくという方針を明示し、それを実行に移す必要がある。

共済の発展が、組合員・共済加入者の生活と経営の安定、ひいては地域社会の住民とその家族の生活福祉の向上に少なからず貢献するであろうことは疑いない。

しかしながら、共済の発展は危険の存在と一体化したものであり、いかに共済が発達しようと、共済がすべての危険を除去してくれるわけではない。

今や時代の流れは、危険そのものの防止に向かっている。

危険が予知されるならば、個人的にも社会的にも、その危険の積極的な予防・防止・除去・軽減にまず努めるべきであり、協同組合保険としての共済は最終的な危険対処策でしかない。

漁業者も共済事業関係者も、漁業に関わる経営安定施策の一つとしての漁業共済制度が果たすべき役割について再検討すべきであろう。

< 参考：モンテスキュー 『法の精神』(1748年)より >

よく統治されている国家は、不時の場合に備えて定められた額をその支出の第一の項目として計上すべきである。

自分の土地からの収入をそっくり消費すれば破産するのは、国家でも個人でも同様である。
(野田良之ほか訳『法の精神 上巻』岩波書店、1987年)